

# **健康増進法施行細則**

**沖縄県**

# 健康増進法施行細則

〔平成27年3月6日  
規則第 3 号〕

健康増進法施行細則をここに公布する。

## 健康増進法施行細則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の実施のため、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (調査世帯への通知)

**第2条** 知事は、法第11条第1項の規定により調査世帯を指定したときは、国民健康・栄養調査指定通知書（第1号様式）により当該世帯の世帯主に通知するものとする。

### (身体状況の調査)

**第3条** 省令第1条第1項に規定する身体状況の調査は、被調査地区内の知事の指定する場所で行うものとする。

### (特定給食施設の届出)

**第4条** 法第20条第1項の規定による事業の開始又は再開の届出は、特定給食施設事業開始（再開）届（第2号様式）により行うものとする。

2 法第20条第2項の規定による変更の届出は、特定給食施設変更届（第3号様式）により行うものとする。

3 法第20条第2項の規定による事業の休止又は廃止の届出は、特定給食施設事業休止（廃止）届（第4号様式）により行うものとする。

### (特定給食施設栄養定期報告)

**第5条** 特定給食施設の施設長又は施設管理者は、毎年6月に実施した給食について特定給食施設栄養定期報告書（第5号様式）を作成し、その年の7月31日（その日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）までに所轄保健所長に提出しなければならない。

2 教育委員会が所轄する特定給食施設に係る前項の報告書は、当該教育委員会を

経由するものとする。

(特定給食施設栄養指導票の交付)

**第6条** 法第19条に規定する栄養指導員は、法第22条の規定により特定給食施設の設置者に対し指導及び助言をしたときは、当該施設の設置者に特定給食施設栄養指導票（第6号様式）を交付するものとする。

(特別用途食品等の収去等)

**第7条** 保健所長は、法第27条第1項（法第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が特別用途食品等（特別用途食品及び販売に供する食品であって栄養表示がされたもの（特別用途食品及び法第29条第1項の承認を受けた食品を除く。）をいう。以下同じ。）を収去したときは、これに特別用途食品等送付書（第7号様式）を添えて、速やかに沖縄県衛生環境研究所長（以下「研究所長」という。）に送付するものとする。

- 2 研究所長は、前項の規定により特別用途食品等の送付があったときは、これを検査し、その結果を速やかに当該保健所長に報告するものとする。
- 3 保健所長は、前項の規定による検査の結果を速やかに知事に報告するものとする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(栄養改善法施行細則の廃止)

- 2 栄養改善法施行細則（昭和47年沖縄県規則第48号以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた届出、報告その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた届出、報告その他の行為とみなす。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の健康増進法施行細則の規定によりなされた届出及び報告は、それぞれこの規則による改正後の健康増進法施行細則の相当規定によりなされた届出及び報告とみなす。